



令和5年度4月期 工事契約制度の見直し等

- 1 コンサルタント業務における最低制限価格制度の導入
- 2 週休2日モデル工事（試行）の拡大
- 3 現場代理人の常駐義務緩和
- 4 公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種
- 5 情報共有システム試行対象の拡大



1 コンサルタント業務における最低制限価格制度の導入

(1) 経緯

発注者及び受注者の責務について定めた「公共工事の品質確保に関する法律」が令和元年6月14日に改正され、公共工事に加え、新たに、公共工事に関する調査等（測量、調査及び設計）が同法の対象となりました。

このことに伴い、令和2年1月30日に、国が定めた「発注関係事務の運用に関する指針（運用方針）」が改正され、「発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」に、**測量、調査及び設計における低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用の徹底**が追加されました。（以下、測量、調査及び設計を「コンサルタント業務」とします。）



本市においても、建設工事に附帯するコンサルタント業務委託に、最低制限価格制度を導入します。

対象案件：契約監理課経由のコンサルタント業務委託
適用時期：令和5年4月1日以降に公表する案件から適用



(2) 最低制限価格の算定方法について

コンサルタント業務委託における最低制限価格の算定方法は次のとおりです。

① 測量業務

【計算式】

- ア 直接測量費の100%
- イ 測量調査費の100%
- ウ 諸経費の48%
- ア～ウの合計金額

【範囲】

予定価格の60%～82%

② 建築関係建設コンサルタント業務

【計算式】

- ア 直接人件費の100%
- イ 特別経費の100%
- ウ 技術料等経費の60%
- エ 諸経費の60%
- ア～エの合計金額

【範囲】

予定価格の60%～80%

③ 土木関係建設コンサルタント業務

【計算式】

- ア 直接人件費の100%
- イ 直接経費の100%
- ウ その他原価の90%
- エ 一般管理費等の48%
- ア～エの合計金額

【範囲】

予定価格の60%～80%

④ 地質調査業務

【計算式】

- ア 直接調査費の100%
- イ 間接調査費の90%
- ウ 解析等調査業務費の80%
- エ 諸経費の48%
- ア～エの合計金額

【範囲】

予定価格の3分の2～85%

⑤ 補償コンサルタント業務

【計算式】

- ア 直接人件費の100%
- イ 直接経費の100%
- ウ その他原価の90%
- エ 一般管理費等の45%
- ア～エの合計金額

【範囲】

予定価格の60%～80%



2 週休2日モデル工事（試行）の拡大

（1）経緯

本市では、令和4年度から、働き方改革の実現に向けた週休2日を推進することにより、**就労環境の改善と中長期的な担い手の確保を図るため、「週休2日モデル工事」の試行を実施**しています。

令和4年度の実施状況を踏まえ、**令和5年度においては、試行の対象工事を拡大**します。

※ **週休2日工事（4週8休）**：受注者が、一日を通して現場や現場事務所の閉所を、4週間につき8日以上実施する工事で、その実態を踏まえて労務費等の経費を増額補正するもの

（2）拡大方針

対象工事	R4年度発注件数	令和5年度発注予定
土木工事	発注者指定型 5件 受注者希望型 4件	原則、全ての工事を発注者指定型とします。 ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日の適用が適切でない工事は、対象外とします。
建築工事	発注者指定型 2件 受注者希望型 1件	対象外工事の例 ・ 施工範囲が点在する維持補修工事 ・ 作業工程に制約（出水期等）がある工事 ・ 社会的要請、関連工事、地元・関係機関との調整等により工期が固定されている工事



3 現場代理人の常駐義務の緩和

本市では、現在、**主任技術者等**の専任が不要である**契約金額3,500万円未満**の工事を対象に、**現場代理人**の常駐義務を緩和しています。

令和5年1月1日の建設業法施行令の改正により、**主任技術者等**の工事への専任を要する契約金額が、3,500万円未満から**4,000万円未満に引き上げ**られたことから、本緩和措置についても、金額要件を引き上げるものです。

現行要件	改正後要件
<ul style="list-style-type: none">・ 市内企業であること。・ 過去2年以内の本市発注の同業種工事の工事成績評定点を2件以上有する場合は、それらの平均点が65点未満でないこと。・ 市発注工事で工事場所が市内（離島にあっては、同一の離島内。）であること。・ 契約金額<u>3,500万円未満</u>の全業種に係る工事	<ul style="list-style-type: none">・ 市内企業であること。・ 過去2年以内の本市発注の同業種工事の工事成績評定点を2件以上有する場合は、それらの平均点が65点未満でないこと。・ 市発注工事で工事場所が市内（離島にあっては、同一の離島内。）であること。・ 契約金額<u>4,000万円未満</u>の全業種に係る工事

令和5年4月1日以降に公表する案件から適用



(参考) 現場代理人の兼務可能な範囲

常駐義務緩和措置の適用により、現場代理人が他の工事等と兼務が可能な範囲は下記のとおりとします。

※詳細は契約監理課HP掲載「現場代理人の常駐義務の緩和について」を御覧ください。

	契約金額4,000万円未満の 現場代理人	契約金額4,000万円以上の 現場代理人
契約金額4,000万円未満の他の工事の現場代理人	○	×
契約金額4,000万円以上の他の工事の現場代理人	×	×
同一工事の主任技術者等*1	○	○
他の工事の専任を要しない主任技術者等	△*2	×
他の工事の専任を要する主任技術者等	×	×
監理技術者補佐	×	×
営業所の専任技術者	×	×

*1 主任技術者等とは主任技術者及び監理技術者を指します。

*2 当該他の工事の現場代理人を兼務する場合に限り可。



4 令和5年度公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種

本市では、受注機会の均等を図る観点から、公募型指名競争入札における「同日公表・同日開札」の案件について、『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を課す制度を導入しております。

令和5年度における適用業種

舗装工事、造園工事

(参考) 運用基準：直近1年間における1件当たりの平均指名業者数が10者を超える業種

なお、適用業種であっても、発注時点における応札見込（可能）業者の手持ち工事件数等を踏まえ、適切な競争性が確保できないと認められる場合は、「重複落札禁止」の受注制限は行わないものとします。

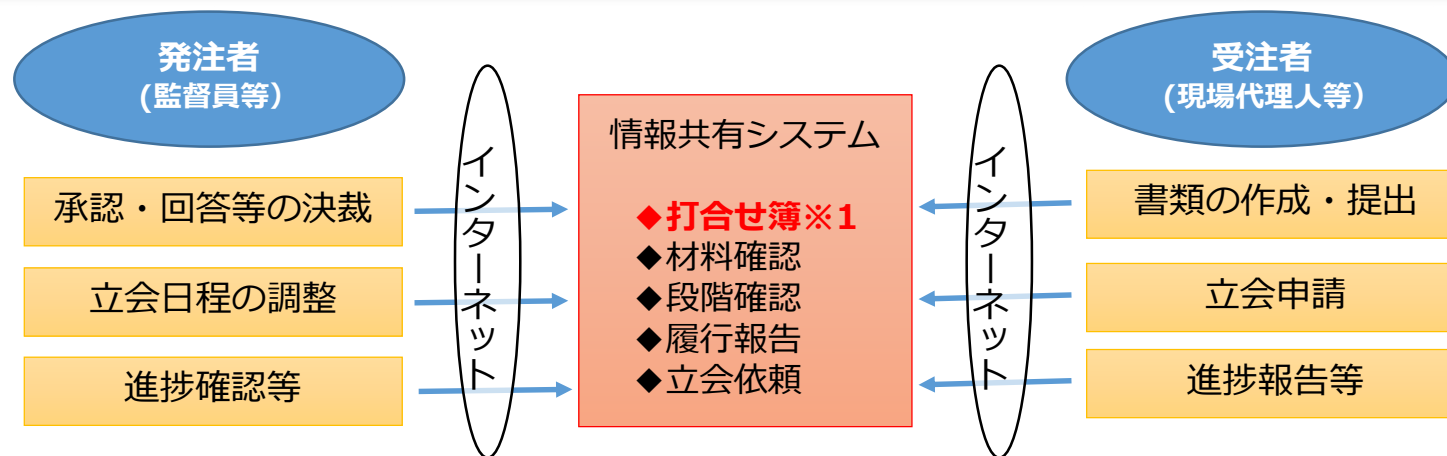
5 情報共有システム試行対象の拡大

令和4年度から試行導入している情報共有システム利用の対象工事を、令和5年度から拡大します。

(1) 情報共有システムとは

公共工事において、受発注者間で発生する打合せ簿等の工事書類やデータの共有、提出、決裁をインターネットを利用してやり取りするシステム（民間が提供しており、全国に9社ある。）

※国土交通省が情報共有システムのガイドラインを策定している。



※1 土木工事以外の工事については「打合せ簿」のみを対象とする

【期待される効果】

- ① 受発注者間のコミュニケーションの円滑化
- ② 工事書類の処理の迅速化
- ③ 監督検査業務の効率化

【システムの費用】

受注者が、情報共有システム提供者と契約する。
 (1工事につき1~1.5万円/月程度)
 ※システム費用はすでに設計金額に含まれている。



(2) 拡大の概要

項目	対 象 等	
対 象	令和4年度	令和5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 土木工事：当初設計金額 5,000万円以上 土木工事以外の工事：適用なし 	<ul style="list-style-type: none"> 土木工事：当初設計金額 130万円以上 土木工事以外の工事：当初設計金額 5,000万円以上 (建築一式工事については1億円以上)
	※上記の工事のうち、受注者が希望する場合	
システム要件	LGWAN-ASPで対応可能なもの (従来通り)	
費用負担	受注者(設計変更の対象としない) (従来通り)	
その他	当該システムを利用した場合、工事成績評価において創意工夫の項目で評価(加点) (従来通り)	

(3) 導入スケジュール

土木

土木以外

	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
当初設計金額5,000万円以上の工事 (土木25件程度/年、土木以外35件程度/年)	試行	試行	
当初設計金額130万円以上の工事 (土木175件程度/年、土木以外155件程度/年)		試行	試行

※上記件数は令和4年度の発注実績